

平成30年12月定例会会議録

平成30年豊郷町議会12月定例会は、平成30年12月19日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	中 島 政 幸
2 番	村 岸 善 一
3 番	高 橋 彰
4 番	前 田 広 幸
6 番	北 川 和 利
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	佐々木 康 雄
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	北 川 貢 次
企 画 振 興 課 長	清 水 純 一 郎
税 務 課 長	西 山 逸 範
保 健 福 祉 課 長 補 佐	森 ち あ き
医 療 保 険 課 長	西 山 喜 代 史
住 民 生 活 課 長	長 谷 川 勝 就
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	小 川 光 治
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹

上 下 水 道 課 長	森 本 智 宏
産 業 振 興 課 長	山 田 篤 史
教 育 次 長	神 辺 功
社 会 教 育 課 長	岡 村 浩 孝
社 会 教 育 課 長	秋 尾 一 義

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	山 口 昌 和
書 記	久 保 川 真 由 美

5、提案された議案は次のとおり

- 議第74号 湖東広域衛生管理組合規約の変更および財産処分につき議決を求めることについて
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第75号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて
- 議第76号 豊郷町税条例の一部を改正する条例案
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第77号 豊郷町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第78号 豊郷町営住宅整備事業基金条例等を廃止する条例案
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第79号 平成30年度豊郷町一般会計補正予算（第6号）
《予算決算常任委員会委員長報告》
- 議第80号 平成30年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第81号 平成30年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第82号 平成30年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第83号 平成30年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
《文教民生常任委員会委員長報告》

- 議第 8 4 号 平成 3 0 年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 2 号）
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 請願第 1 号 主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定に関する意見書の提出を求める請願書
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 意見書第 3 号 主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定を求める意見書(案)
- 議第 8 5 号 豊郷町立日栄小学校駐車場拡幅工事請負契約の変更につき議決を求めることについて
- 議第 8 6 号 豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議第 8 7 号 豊郷町特別職の職員で常勤のものゝ給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 議第 8 8 号 平成 3 0 年度豊郷町一般会計補正予算（第 7 号）
- 議第 8 9 号 平成 3 0 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)
- 議第 9 0 号 平成 3 0 年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議第 9 1 号 平成 3 0 年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議第 9 2 号 平成 3 0 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議第 9 3 号 平成 3 0 年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 委員会の閉会中の継続調査申し出について
（議会運営委員会）（総務産業建設常任委員会）
（文教民生常任委員会）（予算決算常任委員会）
（議会広報常任委員会）

北川議長 これより12月定例会を再開いたします。

(午前8時49分)

ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより会議を開きます。

最初に留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき規則を遵守願います。お手元の携帯電話、スマホの電源をお切りになるか、あるいはマナーモードに切りかえていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動を慎んでくださるようお願いいたします。なお、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、お願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、前田広幸君、7番、西澤博一君を指名したいと思います。

日程第2、議第74号湖東広域衛生管理組合規約の変更および財産処分につき議決を求めることについて及び日程第3、議第75号彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについてを一括議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

中島文教民生常任委員会委員長。

中島文教民生

常任委員長 議長。

北川議長 中島議員。

中島文教民生

常任委員長 皆さん、おはようございます。文教民生常任委員会報告をいたします。

去る12月6日の本会議におきまして、当委員会に付託をされました、議第74号湖東広域衛生管理組合規約の変更および財産処分につき議決を求めることについて、去る12月12日、委員5名出席のもと、町長、担当課長及び課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

審議では、東近江市が脱退されることでの影響について質疑がありました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で、可決と決しました。

以上で、文教民生常任委員会の報告といたします。

北川議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、西澤総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務産業
建設常任委員長

議長。

北川議長

西澤議員。

西澤清正総務産業
建設常任委員長

皆さん、おはようございます。それでは総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

去る12月6日の本会議におきまして、当委員会に付託をされました、議第75号彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて、去る12月13日、委員5名出席のもと、町長、担当課長及び課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

審議では、(仮称)多賀スマートインタチェンジの計画内容、影響、負担などについて質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で、可決と決しました。

以上で、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

北川議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、文教民生常任委員会委員長及び総務産業建設常任委員会委員長の報告について質疑を行います。

質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

議 員

なし。

北川議長

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第74号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員

なし。

北川議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第74号湖東広域衛生管理組合規約の変更および財産処分につき議決を求めることについてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議第74号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員

(起立、全員)

北川議長

全員起立であります。よって、議第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第75号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第 7 5 号彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議第 7 5 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。よって、議第 7 5 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 4、議第 7 6 号豊郷町税条例の一部を改正する条例案から、日程第 6、議第 7 8 号豊郷町営住宅整備事業基金条例等を廃止する条例案までを一括議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長 議長。

北川議長 西澤議員。

西澤清正総務産業

建設常任委員長 それでは総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

去る 1 2 月 6 日の本会議におきまして、当委員会に付託をされました、議第 7 6 号豊郷町税条例の一部を改正する条例案、議第 7 8 号豊郷町営住宅整備事業基金条例等を廃止する条例案について、去る 1 2 月 1 3 日、委員 5 名出席のもと、町長、担当課長及び課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第 7 6 号の審議では、前納報奨金の廃止提案に至った理由、廃止することでの収納率への影響などについて質疑されました。

質疑終了後、反対討論の申し出があり、採決の結果、全員反対で、否決と決しました。

議第 7 8 号の審議では、基金の廃止に至った経緯などについて質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で、可決と決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

北川議長 次に、中島文教民生常任委員会委員長。

中島文教民生

常任委員長 議長。

北川議長 中島議員。

中島文教民生

常任委員長 それでは文教民生常任委員会報告をいたします。

去る12月6日の本会議におきまして、当委員会に付託をされました、議第77号豊郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、去る12月12日、委員5名出席のもと、町長、教育長、担当課長ならびに課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

審議では、スポーツ推進委員の委員構成、報酬額の根拠などについて質疑がされました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

以上で、文教民生常任委員会の報告といたします。

北川議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

総務産業建設常任委員会委員長及び文教民生常任委員会委員長の報告について質疑を行います。

質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

議 員 なし。

北川議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第76号の討論を行います。

討論はありませんか。

鈴木議員 議長、反対討論。

北川議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。委員長報告が否決であるため、まず、原案に対する賛成討論の発言を許します。

西澤博一議員 議長。

北川議長 西澤議員。

西澤博一議員 それでは、議第76号豊郷町税条例の一部を改正する条例案の賛成討論を行います。この前納報奨金制度は、戦後の混乱した社会情勢と不安定な経済状況の下で、市町村の財政基盤強化のため、税収の早期確保や納税意識の向上を目的に全国の自治体で導入されたものでありますが、近年の社会経済状況の変化、また、自主納付が浸透し、制度創設当初の目的はおおむね達成されたと思います。この制度を廃止することにより、約270万円の前納報奨金の支出がなくなり、この財源を基金に積み立てることも可能であり、また、人口減少の今、定住・移住関係予算に充てるなど、さまざまな使いみちがあると考えております。一括で納め

る納税者、分割で納める納税者、皆同じ納税者であり、前納報奨金制度による格差をつけるのは不公平感が拭えません。また、この制度は個人だけではなく法人に対しても恩恵があるため廃止することが妥当ではないかと考えております。以上、賛成討論といたします。

北川議長 次に、原案に対する反対討論を許します。

高橋議員 議長。

北川議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、議第76号豊郷町税条例の一部を改正する条例案について、反対討論を行います。

委員会でも説明を受けました。大きく分けて3点の理由で、この税を廃止したい、税条例を改正したいという執行部の報告でした。まず1つは税の公平性、もう1つは口座引き落としやコンビニ収納が増えてきたという理由、それから県下で豊郷町だけであるという、この3つの大きな理由で税条例の改正を言われたわけですが、まず、税の公平性ということを考えますと、60%以上の人が一括で納めておられます。率にしますと約1万円の固定資産税で120円から30円、10万円で千二、三百円という報奨金です。0.1%、100分の1.3%ぐらいの報奨金です。年間、二千何件の納税者のうち60%がこの制度を利用されている。それに比べ、ふるさと納税は約3割のプレミアムがつくと。高齢者でパソコンとかインターネットができない人はほとんどしてないと思うんですけども、できる人は3割の報奨金がついているという、税の公平性を考えると十分公平であると考えます。

それとコンビニ、口座はどっちにしても両方できるわけですので、3つ目の、県で本町だけが、今報奨金制度があるという答弁でしたけれども、県下で小学校も中学校も給食を無料化しているのは豊郷町だけです。いいことは率先して、1町でもやるというのが本来住民に寄り添った行政のあり方ではないかなという観点から、この完納報奨金は上げることすらあれ、なくすということについては反対としたいと思います。議員諸氏の賛同をよろしくお願い申し上げて反対討論といたします。

以上です。

鈴木議員 議長。

北川議長 鈴木議員。

鈴木議員 議第76号豊郷町税条例の一部を改正する条例案に対する反対討論を行います。

今、同僚議員からありましたが、本条例の改正案の理由としては、1つは、

戦後、各自治体の財政を確保するために制度化された、この固定資産の前納報奨制は、社会の変化によりその役割を果たした。税の公平性からということ、2つ目には、県下では豊郷町だけがこの制度を実施しているので、廃止をしたいという主な理由で前納制度を廃止しようという説明がありました。

しかし委員会の審議で、固定資産賦課件数3,272件のうち、昨年の前納件数は2,045件に上り、約60%の方がこの制度を利用されているということが明らかになっています。県下でこの制度が残っているのは本町だけというのが廃止の大きな理由になっていますが、逆に本町は、県下で本町だけが18歳までの医療費の無償化を実施しており、非常に歓迎をされています。この制度があることを理由に本町に住居を構えた方もいらっしゃいます。豊郷町だけだから廃止をするというのではなく、むしろ豊郷町だからこそこの制度は継続をしていくべきではないかと考えます。

制度の利用者が約60%もおられる実態から見れば、今、この制度を廃止する理由はなく、本条例案に反対といたします。

北川議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第76号豊郷町税条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は否決であります。したがって、原案について採決いたします。議第76号は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、少数)

北川議長 起立少数であります。よって、議第76号は否決されました。

これより議第77号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第77号豊郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第77号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、多数)

北川議長 起立多数であります。よって、議第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第78号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第78号豊郷町営住宅整備事業基金条例等を廃止する条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第78号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。よって、議第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議第79号平成30年度豊郷町一般会計補正予算(第6号)から、日程第12、議第84号平成30年度豊郷町水道事業会計補正予算(第2号)までを一括議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

前田予算決算常任委員会委員長。

前田予算決算

常任委員長 議長。

北川議長 前田議員。

前田予算決算

常任委員長 予算決算常任委員会報告をいたします。

去る12月6日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第79号平成30年度豊郷町一般会計補正予算(第6号)について、去る12月10日、委員11名出席のもと、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

審議では、総務課において、歳出で、臨時財政対策債の残高、繰上償還、交付税の参入分について質疑されました。

保健福祉課では、歳出で、障害福祉費の介護給付費、訓練等給付費、障害児通所給付費で内容と人数について質疑されました。

産業振興課では、歳出で、経営体育成支援融資主体型事業費補助金等について質疑されました。

人権政策課の質疑では、歳出で、公営住宅駐車場用地取得の内容等について質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上、予算決算常任委員会報告といたします。

北川議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、中島文教民生常任委員会委員長。

中島文教民生
常任委員長
北川議長
中島文教民生
常任委員長

議長。

中島議員。

それでは文教民生常任委員会報告をいたします。

去る12月6日の本会議におきまして、当委員会に付託をされました、議第80号平成30年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第82号平成30年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第83号平成30年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について、去る12月12日、委員6名出席のもと、町長、担当課長及び課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第80号の審議では、歳入で、県支出金の普通交付金、特別調整交付金、県繰入金（2号分）の内容などについて質疑がされました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で、可決と決しました。

議第82号の審議では、歳入で、国庫支出金の調整交付金の交付率等について、歳出では、居宅介護サービス給付費の増額理由などについて、地域密着型介護給付サービス給付費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、介護予防サービス等諸費の減額理由について、特定入所者介護サービス費の内容などについて質疑がありました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

議第83号の審議では、質疑、討論の申し出はなく、採決の結果、賛成多数で、可決と決しました。

以上で、文教民生常任委員会の報告といたします。

北川議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、西澤総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務産業
建設常任委員長
北川議長
西澤清正総務産業
建設常任委員長

議長。

西澤議員。

それでは総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

去る12月6日の本会議におきまして、当委員会に付託をされました、議

第 8 1 号平成 3 0 年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、議第 8 4 号平成 3 0 年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、去る 1 2 月 1 3 日、委員 5 名出席のもと、町長、担当課長及び課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第 8 1 号の審議では、歳入において繰越金の計上の理由について、歳出において消耗品費、修繕費の内容について質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

議第 8 4 号の審議では、歳入において他会計補助金の補助内容について、歳出において修繕費の内容について、無形固定資産減価償却費、過年度損益修正損の内訳と理由について質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で、可決と決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

北川議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、各常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

議 員 なし。

北川議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第 7 9 号の討論を行います。討論はありませんか。

鈴木議員 議長。

北川議長 鈴木議員。

鈴木議員 議第 7 9 号平成 3 0 年度豊郷町一般会計補正予算（第 6 号）に対する賛成討論を行います。

本補正予算には、台風 2 1 号で被害を受けられた本町の農業者の皆さんへの助成制度が盛り込まれており、歓迎をするものであります。被害の一部ではありますが、これらの助成を通じて、農業者の皆さんが今後とも豊郷町の農業発展のために頑張っていただきたいと思う次第であります。

なお、この助成制度につきまして、去る 5 日の本会議において、私は共済に加盟していない場合の補助は 1 0 分の 3 ではないのか、国の補助の上限は 3 0 0 万円ではないのかと産業振興課長にたどしましたが、ご指摘を受け確認をいたしましたところ、補助率につきましては説明のとおり 1 0 分の 4 であったこと、また、国の補助の上限は助成対象額から支払共済金及び地方の支援措置を控除して得た額となっており、ご迷惑をおかけしたことをおわび申し上

げたいと思います。

その立場を明らかにした上で、さらに本会議におきまして収入と支出の事業名が違うのはどうかともただしました。産業振興課から提出された資料に、その件について産業振興課から提出をされた資料に基づき、協議、確認をいたしました。本予算の支出にありませぬ経営体育成支援融資主体型事業という事業名は間違っているということを確認いたしました。今後、このようなことがないよう求めまして賛成討論といたします。

北川議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第79号平成30年度豊郷町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第79号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 （起立、全員）

北川議長 全員起立であります。よって議第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第80号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第80号平成30年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第80号は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 （起立、全員）

北川議長 全員起立であります。よって、議第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第81号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第81号平成30年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第81号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 （起立、全員）

北川議長 全員起立であります。よって、議第81号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第82号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第82号平成30年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第82号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 （起立、全員）

北川議長 全員起立であります。よって、議第82号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第83号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第83号平成30年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第83号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 （起立、多数）

北川議長 起立多数であります。よって、議第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第84号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第84号平成30年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。議第84号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 （起立、全員）

北川議長 全員起立であります。よって、議第84号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、請願第1号主要農作物の種子生産に係る県条例の制定に関する意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長 議長。

北川議長 西澤議員。

西澤清正総務産業

建設常任委員長

それでは、総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

去る12月6日の本会議におきまして、当委員会に付託をされました、請願第1号主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定に関する意見書の提出を求める請願書について、去る12月13日、委員5名出席のもと、審議を行いました。

審議では、請願団体の構成、法律の廃止に伴う影響について質疑がありました。質疑終了後、賛成討論の申し出があり、採決の結果、全員賛成で採択いたしました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

北川議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、総務産業建設常任委員会委員長の報告について、質疑を行います。質疑はありますか。

議 員

なし。

北川議長

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより請願第1号の討論を行います。討論はありますか。

今村議員

議長。

北川議長

討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

議 員

なし。

北川議長

次に、本案に対する賛成討論を許します。

今村議員

議長。

北川議長

今村議員。

今村議員

それでは、主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定に関する意見書の提出を求める請願書について賛成討論を行います。

この問題は、国が種子法を廃止したことを受けて始まっていますが、今月の12月30日にTPPイレブンが発効し、さらに日EU・EPA、これは日本とEU諸国のEPAについても年明けの早い段階で発効することが見込まれており、我が国がかつて経験したことがない、農畜産物等の市場開放が求められる国際通商協定の発効が目前に迫っています。また、今後日米間では実質的な自由貿易協定、FTAである日米物品貿易協定交渉が進められ、米国企業や投資家等の利益を優先したさらなる市場開放を我が国に迫ってくるのが懸念されています。

TPPを初めとした国際通商交渉は、食の安全・安心・医療、保険、ISD

条項と、国民の生活の根本に大きな不安を抱かせるとともに、国や地域の形を大きく変える重要な内容を含んでいます。私は特に、この問題の中で、世界の大手種苗メーカーとして、アメリカのモンサントという企業がありますが、このモンサントは既に、1999年には日本のコシヒカリでの除草剤耐性、農薬のラウンドアップ、グリホサートの遺伝子組み換え種子を開発し、茨城県の同社実験ほ場で実験栽培を始めています。また、ほかの県でもこういった共同研究を進めて、こういった1俵、60キログラムが4,000円の米を、この自由交渉の中で日本に売りつける、こういったことがISD条項なんかでも保障されていくと大変な問題になります。当のアメリカではこういう遺伝子組み換え小麦が、子供の発がんに関係があったと消費者から訴訟され、アメリカではこういった遺伝子組み換え食品を使った商品の販売は減ってきていますが、我が国においてはこれがほとんど規制なく入ってくるという問題は、今、子供たちのいろんな問題、発達障害が10人に1人は出てくる、発がん、がんの発症率が高い、こういったことも、確実にやはり、こういった遺伝子組み換え食品の因果関係がないとは言い切れません。そういった面では非常に危険な、この問題で、県が独自に進めてきたこの主要農産物に対して、県の農業試験場での趣旨の確保と生産、そういったことは引き続きやっていくことを県に求める条例なので、県民の命と暮らしを守る、こういう食料主権を守るためにも、これは当然やっていただかなくてはならないと思いますので、以上の理由で賛成といたします。

北川議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

請願第1号主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定に関する意見書の提出を求める請願を採決いたします。この請願に対する委員長の報告は採択であります。請願第1号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

本日、請願第1号が採択されましたので、意見書の内容打ち合わせのため、議会運営委員会を開催しますので、暫時休憩といたします。議会運営委員会委員は議員控室にお集まりください。再開は9時45分からといたします。

(午前9時32分 休憩)

(午前9時44分 再開)

北川議長 それでは再開いたします。

本日、請願第1号が採択されたことを受けまして、豊郷町議会として意見書
を関係機関に送付するに当たり、意見書(第3号)主要農作物の種子生産にか
かる県条例の制定を求める意見書を日程に追加し、議題といたしたいと思いま
す。

お諮りいたします。

本日の議事日程に、意見書第3号を追加し、日程を変更して、追加日程第14
として議題とすることにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

北川議長 異議なしと認め、よって、意見書第3号を日程に追加し、日程を変更し、追
加日程第14として議題とすることに決定いたしました。ただいまより事務局
長に日程を配付させます。

事務局長 (日程配付)

北川議長 日程第14、意見書第3号主要農作物の種子生産に係る県条例の制定を求め
る意見書案を議題といたします。提出者の説明を求めます。

村岸議員 議長。

北川議長 村岸議員。

村岸議員 それでは、意見書第3号を読み上げます。

主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定を求める意見書案、主要農作物
種子法(以下、種子法という)を廃止する法案が、平成29年4月14日の参
議院本会議で可決成立し、平成30年4月1日、種子法が廃止されました。

これまで、県行政は同法に基づき、高品質な原種、原原種の生産、供給等を
担い、本県の主要農作物である水稻、麦及び大豆の安定生産の品質向上に中心
的な役割を果たすことにより、地域農業の振興に大きな貢献をしてきた。種子
法の廃止を受けて、県は関係要綱を一本化した滋賀県水稻麦類及び大豆の種子
供給に係る基本要項を制定し、県内では同要項に基づく種子生産が開始され
たところである。

一方、一部の府県においてはこれまでの行政が担ってきた種子生産に係る業
務を外部に移管する等の方針が示され、移管されれば種もみの価格上昇や品質
低下を招きかねないとの報道がなされており、県内の生産現場においても将来
的には優良な種子が安定的に供給されなくなるのではないかという不安が広が
っている。よって、県におかれては、今後も県行政が種子生産に中心的な役割

を果たし、これまでどおりの行政対応を継続することに必要な予算及び関係部署の人員体制を恒久的に措置する観点から、主要農作物の種子生産に係る県条例の制定をされるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成30年12月、滋賀県豊郷町議会、滋賀県知事、三日月大造様。

以上です。

北川議長 これより、意見書第3号について質疑を行います。質疑はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、意見書第3号の討論を行います。討論はありませんか。

西澤博一議員 議長。

北川議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようですので、次に本案に対する賛成討論を許します。

西澤博一議員 議長。

北川議長 西澤議員。

西澤博一議員 それでは、意見書第3号主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定を求める意見書案に対する賛成討論を行います。

主要農作物種子法を廃止する法案が、平成29年4月、参議院本会議で可決成立し、平成30年4月に種子法が廃止されました。主要農作物種子法は、昭和27年に、戦後の食糧増産という国家的要請を背景に、国・都道府県が主導して、優良な種子の生産、普及を進める必要があるとの観点から制定されたものであります。優良な種子の生産を通じ、我が国の農業や国民生活にとって重要な主要農作物の生産は、生産性、品質向上に貢献しており、種子の生産段階で行政が主体的なかかわりを持つことが必要であると考えます。

宮城県、埼玉県、新潟県、兵庫県、山形県では廃止を受け、新たな条例を策定済みであり、北海道、長野、富山においては条例制定の協議中でもあります。本県においても主要農作物種子生産に関する条例を早期に制定するよう強く要望し、賛成討論といたします。

北川議長 ほかに討論はありませんか。

鈴木議員 議長。

北川議長 鈴木議員。

鈴木議員 意見書第3号主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定を求める意見書に

対する賛成討論を行います。

平成30年4月1日付で国が廃止をした主要農作物種子法の基本的な法の考え方は、新しい品種をつくるための素材となる品種、遺伝資源は公共の資産として保有をすることでありました。そのため、地域にあった良質の種子が農家に行き渡るように、種子法のもと、農業試験場などの運営に必要な予算を、国などが責任を持ってきました。それが廃止され、民間に委ねられた場合は、本来公共の資産である遺伝資源を、企業、民間が保有することになり、種子が私有化させる懸念があることが各方面から指摘されています。

人間は、食料の全てを直接あるいは間接的に植物に依存しています。つまり、種子によって生かされているといえます。種子が消えれば食べ物も消える、種子法の廃止により、もう既に種子ビジネスが一部の多国籍企業に独占されている実態が生まれており、農家が企業の囲い込みにより、消費者が食べたいものをつくる権利も狭められてしまいます。本来的には国の責任ではありますが、国が廃止をした今、県条例を制定し、種子を公共の資源として守り、県下の農業を守っていくためにも本意見書に賛成といたします。

北川議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

意見書第3号主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定を求める意見書を採決いたします。意見書第3号主要農作物種子生産に係る県条例の制定を求める意見書を可決することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。よって、意見書(第3号)は原案どおり可決されました。なお、意見書(第3号)は豊郷町議会として関係機関へ送付いたします。

日程第15、議第85号豊郷町立日栄小学校駐車場拡幅工事請負契約の変更につき議決を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 町長。

伊藤町長 それでは、議第85号豊郷町立日栄小学校駐車場拡幅工事請負契約の変更につき議決を求めることについて、ご説明申し上げます。

平成30年9月7日の定例会において、契約締結の議決をいただきました平成30年度工事第4号豊郷町立日栄小学校駐車場拡幅工事につきまして、現在、来年2月末の完成を目指して工事を行っておりますが、現状のままですと、拡

張した駐車場部分を含む学校用地の真ん中を一般車両等が通行する状態になることから、こうした状態を改善したいと存じます。そこで、現在通路にしていた部分は、学校用地の一部を便宜上通っているものでしたので、今回の工事を機に道路としての使い方をやめ、日栄小学校及び愛里保育園の子どもたちが活動する教育施設として区域を明確に確保・維持することで、子どもたちの命と安全を守るよう、環境の整備に努めたいと考えます。このことから現在、拡張工事を行っております駐車場の東側と南側にフェンス、そして愛里保育園側の出入りに門扉を設けるなどの工事を追加する設計変更に伴いまして、571万5,360円を増額するものであります。つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び豊郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき、契約の議決を求めるものであります。

以上、ご審議のほどお願い申し上げます。

北川議長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員

議長、12番。

北川議長

今村議員。

今村議員

議第85号、豊郷町立日栄小学校駐車場拡幅工事請負契約の変更議決について。今回の変更金額は約571万円、このフェンス及び門扉設置工事等の追加ということですが、この工事の見積もりというのは、このフェンスと門扉設置工事の、どの業者にしてもらって、何社か見積もりをとったのか、今回出ている見積もりの金額の中身について、門扉工事はお金が高いとかいうのは言っておられたみたいですけど、この工事を見積もったところの業者名と、また何社に見積もりを求めたのか、その辺の経過だけ教えてください。

教育次長

議長。

北川議長

神辺教育次長。

教育次長

今村議員のご質疑にお答えさせていただきます。今ほどこの金額、算定についてはどこの業者さんがというのですけれども、この設計につきましては新洲さんという設計、当初からお願いしているところで、その設計自身を、フェンスを追加ということで変更していただいておりますので、同様の設計者です。見積もり等をとるかということですが、既に9月の定例会で議決をいただいております内容、入札で落ちた、率で設計額が案分されますので、今回につきましてはその設計ができ上がった段階で、今現在、契約で受けていただいております安田組さんに対して、その設計の同じパーセントでこの工事を請けていただくということになります。ですから、この工事はたしか61.33%でしたか、この率でなっていましたので、このフェンス工事追

加につきましても、この率で実施していただくことで、今ほど説明ありました五百何十万の増額ということになりました。

以上です、よろしくお願いします。

今村議員 議長。

北川議長 今村議員。

今村議員 次長の説明ですと、契約、入札、契約のときの落札率に合わせたこの契約金額だということでしたら、この設計業者、新洲というところですか、今回の設計を依頼しているところは、そこはもっと多い金額を町に提示したわけですね、今の説明でいくと。この金額60%で、あの落札率で571万幾らかということですが、私、素人なのでよくわからないけど、そうすると1,000万近い工事費ということですよ、設計金額でいくと、そんなに高いものなんですか。私ちょっと、素人でよくわからない。見積もりはほかにはとっていないということなんです、そういうものなんですか。そういう専門的な知見がないもので、設計業者だけが、ここに入っている設計業者に依頼してやっているという話ですけど、ほかの業者からの見積もりとかはとらなかったというのは、今までからずっとそういうやり方なんですか、ちょっと教えてください。

教育次長 議長。

北川議長 神辺教育次長。

教育次長 今村議員の再質疑にお答えさせていただきます。

確かに設計で増額になった部分につきましては860万円余りの設計額が増額となっております。それに伴いまして、その金額の算定ですけれども、積算、設計によってはそれぞれの単価が決まっておりますので、その積み上げになります。ですから設計金額自身を高くするとか低くするとかではなくて、基本になる設計額は幾らというのが出てきますので、それに伴いましての実施の率というのは、最初に契約をしていただいた率に戻してくるということになりますので、よろしくお願いします。

今村議員 議長。

北川議長 今村議員、再々質問。

今村議員 工事の積算単価というのは、国・県、各地方自治体、メジャーに国の基準単価というのはあるけど、それ以外に変動もするわけじゃないですか。それぞれの自治体によっても、この単価を決めているのは豊郷町がこの単価でいくと言うてるんですね、そういう形で理解したらいいのかな、最後の質問。それともその設計屋さん、新洲というところが、この鉄筋、この道具を使うとこれは幾らよという単価を決めているのか、どっちなん、それだけちょっと、

最後やけど、教えてください。

教育次長 議長。

北川議長 神辺教育次長。

教育次長 今村議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

単価表に基づいての算定をされているものと考えております。算定、その単価表に出てこない部分については業者さんの方から見積もり等をいただいて決定になりますけれども、数字は単価表の中に。

今村議員 単価表は誰が決めたのって聞いているの。

教育次長 豊郷町ではないと思います。

今村議員 町じゃないの。

教育次長 単価表が決まった中での算定されているものと自分は理解しています。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

高橋議員 議長。

北川議長 高橋議員。

高橋議員 それでは85号、日栄小学校駐車場の拡幅工事請負契約の変更について、質疑をさせていただきます。全協で金額の変更ならびに工期が少し延びるかもわからんというような報告を受けました。それで全協でも聞いたのですが、工期の変更についても議題とすべきではないのかということ伺いましたら、ここに書いていますように、9月7日の議会のときに、工事期間については書いていなかったのもそのままやったという返答だったと思うのですが、9月7日のときに見落とししたか、見落としながら議決したのかわかりませんが、当然、請負者、金額、工期については議決するものだとして、昔そうやったような記憶があるんですが、ちょっと素人でわかりませんので、そこら辺、工期はええのかどうかだけちょっとお答えを。延びなんだから全然問題はないんですけど、延びる可能性があるというふうにおっしゃられましたので、その点について答弁を求めたいと思います。

教育次長 議長。

北川議長 神辺教育次長。

教育次長 高橋議員のご質疑にお答えさせていただきます。先ほど全協でもお尋ねをいただきました。工期につきましては、この議案書の中に記載している部分まで、ここの本会議場で議決を得るまでの部分ではないのかなと思いますので、先の契約等につきましても、どこで契約するか、契約金額は幾らかということも議決いただきました。議案書自身にも、その「日」という部分はなくて、説明の範囲で議員の皆様にお知らせをする部分ではないのかなと思います。よろしくお

願います。

高橋議員 再質疑。

北川議長 高橋議員。

高橋議員 どれが正しいかわからないので、工期の延長だけで議会が開かれたことがあるような気がするんですよ、昔、工期を延ばすだけで。ですから、思い違いやったら悪いので、何か、契約担当課でもよろしいので、ここの場で答弁は難しいかもわかりませんが、資料として、工期は議決に必要なのか必要ないのかだけ、後日報告を願いたいと思います。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第 85 号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第 85 号豊郷町立日栄小学校駐車場拡幅工事請負契約の変更につき議決を求めることについてを採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 16、議第 86 号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第 17、議第 87 号豊郷町特別職の職員の常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 町長。

伊藤町長 議第 86 号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議第 87 号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、一括してご説明申し上げます。

議第 86 号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、本年 8 月、人事院勧告が行われ、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が国会において可決成立されました。この法律に基づき、国家公務員の給与改定が行われることとなり、これと同様の措置を講ずるため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容を申し上げますと、職員給与について、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、大学卒業程度及び高卒者職員の初任給を 1,500 円引き

上げ、若年層についても同程度の改定を行うものであります。その他の職員はそれぞれ400円の引き上げを基本に改定を行うものであり、改定率は平均0.2%とする勧告により、俸給表を改正するものです。

また、宿日直手当の額を4,200円から4,400円に改正、及び特別給、いわゆるボーナスについて、直近1年間の民間事業所の支給実績と比較して、民間の支給状況等を踏まえ、0.05月分を勤勉手当に配分し、引き上げ、年間支給割合4.0月部分を4.45月分に改正するものであります。なお、給与の改正の規定は平成30年4月1日から適用し、特別給の改正の規定は平成30年12月1日から適用し、施行するものであります。

続いて、議第87号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案は、議第86号の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正と合わせ、特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことから所要の改正を行うものであります。

改正内容を申し上げますと、特別職の期末手当を0.05月分引き上げ、年間3.35月分に改正するものであります。また、改正の規定は一般職の職員と同様に平成30年12月1日から適用し、施行するものです。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

北川議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

今村議員 12番。

北川議長 今村議員。

今村議員 それでは、議第86号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、これにつきましては、30年4月1日に訴求して行われるという話ですが、来年以降の分は、そんなに大したことないというか、あれですが、期末勤勉手当はほとんど変わらないということなので、聞いていたのですが、今年度4月1日に訴求して12月30年度、3月31日までに引き上げられる月額、月額で、職員の平均月額はどれだけ上がるんですか。先ほど若い人たちの方が上がるという話をしていましたから、年齢別にわかる範囲で説明してください。

これは、31年度に関してはわずかな、これ、きのうも担当課にお聞きいたしました。職員の部分の引き上げ率というのは非常に少ないなというのを感じました。官民格差をなくすと、今は民間よりも公務労働者の方が賃金が低くなってきている、その水準を引き上げることにあるわけですけども、非常に少ない金額ですが、上がるという話です。それから次の、これの月額、どれだけずつ上がるのか、年齢、階層別に教えてください、86号については。

次の87号につきましては、豊郷町特別職の職員である町長、今現在、町長と教育長に関することですが、この方々の給与及び旅費に関する条例の改正案ということで、これ、課長にお聞きしたら、ことしの期末手当、12月10日に当町の期末手当も特別職にも支給されました。町長の月額報酬は68万円、教育長の月額報酬は51万3,000円、これに対して、12月の期末手当はこの引き上げに準じて上げるという中身と、この改正案はなっております。そうしますと、これでいくと支給総額の5%の引き上げが期末手当の町長と教育長の分の引き上げがされるという、その分が別途支給されるという条例改正案なんです。ことしの12月の期末手当の、現在支給されている金額、町長と教育長の金額をまず教えてほしいんです。そして、この条例改正された場合に、この12月期末手当で、町長、教育長はそれぞれ幾ら増えるのか、これは支給されるわけですから。

それと31年度の町長、教育長の期末手当は、6月、12月に支給されますが、これも同じように引き上げられているわけですね。今回の引き上げと同じ金額で、年間の期末手当の支給金額は上がっておりますが、その金額も年間でどれだけになるのか、来年の年間の期末手当は町長、教育長で幾らになるのか説明をお願いいたします。

総務課長 議長。

北川議長 北川総務課長。

総務課長 それでは今村議員のご質疑にお答えしたいと思います。

まず、職員給与の引き上げの部分で、月額当たり平均いたしますと、先ほど提案理由の説明でもございましたように、改定率は0.2%でございますので、平均しますと約560円程度の引き上げ率になるのかなと思っております。また、先ほどございました初任給、若年層では1,500円からということでございます。1階級から6階級までございますけれども、基本的に主事・主任クラスですと1,500円から900円程度の部分で昇給があるということでございまして、4号給からの部分でございますけれども、これにつきましては課長補佐、課長級以上でございますけれども、これについては1人400円の月額昇給ということになっておるところでございます。

また、町長、教育長の昇給でございますけれども、12月賞与の人勧前の部分でいきますと、町長が134万8,950円、教育長が101万7,663円のところでございまして、町長の人勧後でございますと、差額支給は3万9,100円上がっておるところでございます。また、教育長は2万9,498円となるところでございます。

最後に、31年度の比率につきましては、この0.05カ月分の昇給をということでございますので、それを6月、12月で均等に割るというふうになってまいります。ですから、現在の68万円、51万3,000円の3.35カ月というものを、年額で6月と12月に支給するところでございます、町長ですと約130万程度ずつということになるのかなという思いでございます。また、教育長ですと、ちょっと計算がざっくりでございますが、100万円ずつ程度かなという考えでございます。総額で申しますと260万円程度でございます、町長の方が。教育長の方が約200万円程度というふうになってくるところでございます。

以上でございます。

今村議員

議長。

北川議長

今村議員。

今村議員

86号の方は、職員の皆さんは、これ、実質賃金がほんとうに上がるんだろうかと、私は下がるような感じがするんですが、いろいろな、保険料や物価高騰、消費税とか、いろんなことを考えたら実質には下がりそうな話やなどというふうに思いましたが、その反面、議第87号の方では、特別職、町長と教育長の期末手当のこの引き上げなんですけれども、この、国が国家公務員に対する人事院勧告というのはあるんですが、それは国家公務員に対して、人事院がこういう水準にきなさいよと勧告しているのであって、それを地方自治体が、それを丸投げで受け入れる義務はないんですよ。参考にきなさいというだけなんです。国が言うてるのは、地方行革と言って、人員削減、給与削減、民間委託、こういったことを進めて経費を節減きなさいということで、町の職員の皆さんの給与は本当に上がりません、微々たるものですが、そういった中で、特別職のこういう期末手当が、国の段階で上がったから一緒に上げましょうというのは非常に矛盾していると思うんです。特別職の報酬は期末手当で5%上がるんです。ですから今回の支給で、町長は12月期末手当で134万8,000円、教育長で101万一千幾ら、こういったものに、またさらに4万、3万の支給が増えるわけですけども、国は地方行革と言って、人件費を削減きなさいと言って、豊郷町もそれに乗って頑張るプログラムを実践してきたところで、特別職のそういう報酬を引き下げることに対して何ら、国からのそれに対するペナルティはないんですよ。このように、職員に比べたら明らかに高い引き上げを提案してくるということに対して、私は非常に、今の町民感情とは相入れないような町長の姿勢があるのかなと思って、一瞬ちょっと不思議に感じておりますが、この引き上げが必

要だと感じた理由を、特別職の報酬に関して引き上げが必要だと感じている、提案した理由というのを町長にお伺いします。

伊藤町長 議長。

北川議長 伊藤町長。

伊藤町長 今村議員さんの質疑にお答えいたします。

町長と教育長だけではありません。議員の皆さん方も対象でございます、これは人事院勧告によってそれぞれの市町が提案をしているところでございます。ご理解のほど、よろしく願います。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

議 員 なし。

北川議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第86号の討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 反対討論。

北川議長 討論の申し出があります。

今村議員 一括じゃないの。

北川議長 86号だけです。

今村議員 取り下げます。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第86号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより議第87号の討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 反対討論。

北川議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。今村議員。

今村議員 それでは、議第87号について、豊郷町特別職の職員である常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、町長の、議員も同じだという話をされておりましたが、私は、これは常勤特別職という形で、議員は職員の給与の関係には準じるけど、常勤ではないんでないかなというふうに見解を持っていましたが、私の勘違いもあるかもしれません。

それにしましても、私はこの特別職という職員に関して、この条例は非常に、住民からしてみれば、職員の算定基準、これは月額の金額を基礎金額とするんですが、それに対して特別職の人間は、基礎金額に対しても15%の基礎額を

引き上げて、なおかつそれに対する算定金額も職員よりも引き上げていく、こういう、非常に今の時代に考えたら、とんでもなく不公平なやり方で特別職だけが上がる仕組みの条例化がされています。こういった問題は、議員の期末手当もそういう関係もあります、確かに。こういうような問題は、やはり町自体、特にこれは特別職といわれる町長が、みずからこういった問題については報酬審議会に諮問して、もっと町民の皆さんと納得のいく報酬をつくっていくということをするべき問題であり、このような、この時期にこれだけ引き上げていくような条例提案を、国がやったからうちもしたらええという問題ではないです。私はとても、豊郷町民の皆さんの感情からいったら許せない条例提案だと思いますので、反対といたします。

北川議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。ありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第 87 号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

北川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 18、議第 88 号平成 30 年度豊郷町一般会計補正予算(第 7 号)から、日程第 23、議第 93 号平成 30 年度豊郷町水道事業会計補正予算(第 3 号)までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 町長。

伊藤町長 議第 88 号平成 30 年度豊郷町一般会計補正予算(第 7 号)から、議第 93 号平成 30 年度豊郷町水道事業会計補正予算(第 3 号)までの各会計補正予算について一括してご説明申し上げます。

議第 88 号平成 30 年度豊郷町一般会計補正予算(第 7 号)についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 371 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 41 億 5,088 万 9,000 円とするものであります。歳入では繰入金 371 万 1,000 円を追加するものであります。歳出では議会費 17 万 9,000 円、総務費 95 万 1,000 円、民生費 101 万 5,000 円、衛生費 31 万 4,000 円、農林水産業費 20 万 5,000 円、土木費 27 万円、教育費 77 万 7,000 円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では6ページ、款17繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金371万1,000円の増額を行い、歳出では議第86号の職員の給与に関する改正及び議第87号の特別職の職員で常勤のもの給与に関する改正に伴います人件費として、節の給料、節3の職員手当等及び給料、職員手当に関連します節4の共済費について、款1議会費から款10教育費までの増額の計上をしたものであります。

次に、議第89号平成30年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を8億8,407万8,000円とするものでございます。歳入では繰入金7万1,000円を追加し、歳出では総務費7万1,000円を追加するものであります。

次に、議第90号平成30年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を3億2,540万2,000円とするものでございます。

歳入では繰入金7万4,000円を追加し、歳出では総務費3万6,000円、下水道事業費3万9,000円を追加するものであります。

次に、議第91号平成30年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億7,655万9,000円とするものでございます。歳入では繰入金13万5,000円を追加し、歳出では総務費13万5,000円を追加するものであります。

次に、議第92号平成30年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を6,614万2,000円とするものでございます。歳入では繰入金3万8,000円を追加し、歳出では総務費3万8,000円を追加するものであります。

次に、議第93号平成30年度豊郷町水道事業会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。第2条記載の収益的収入及び支出の予算額は、既定の収入額10万9,000円を増額し、収入総額を2億1,047万8,000円、既定の支出額10万9,000円を増額し、支出総額を2億6,270万5,000円とするものであります。内訳では、営業外収益、営業費用いずれも10万9,000円を増額するものであります。主な内容は、収入では他会計補助金を増額し、支出においては職員人件費を増額するものであります。第3

条の議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費1,950万7,000円とし、第4条の他会計からの補助金については、職員給与費相当額を1,950万7,000円と定めております。

各特別会計及び事業会計の補正予算につきましては、議第86号の職員の給与改正に伴います人件費分といたしまして、歳入では一般会計からの繰り入れにより、歳出では節2の給料、節3の職員手当等及び給料職員手当に関連します節4の共済について、各会計についてそれぞれ増額の計上をしたものでございます。

以上、議第88号から議第93号まで一括してご説明を申し上げましたので、ご審議のほど、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

北川議長 議員 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。
なし。

北川議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
これより、議第88号の討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 はい、反対討論。

北川議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。今村議員。

今村議員 議第88号平成30年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)につきましては、先に可決されました特別職の報酬引き上げで、期末手当の分などを含めて、この予算には入っておりますので、その支出については納得いかないということで、当議案に対しては反対といたします。

北川議長 議員 次に、本案に対する賛成討論を許します。ありませんか。
なし。

北川議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。
これより、議第88号平成30年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

北川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
これより、議第89号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第89号平成30年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
これより、議第90号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議第90号平成30年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
これより、議第91号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議第91号平成30年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
これより、議第92号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議第92号平成30年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

北川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
これより、議第93号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議第93号平成30年度豊郷町水道事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議第88号、議第89号、議第90号、議第91号、議第92号及び議第93号の可決成立に伴い、字句及び数字等の整理が必要となりますので、会議規則第45条の規定により、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を本職に委任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

鈴木議員 議長、具体的にどこの数の訂正になるのか、そこだけ教えてください。

北川議長 今回、人勸に伴って一般会計、特別会計等の補正予算が追加で提出されました。12月6日に提案された補正予算の採決前に追加の補正予算を配付いたしましたので、補正前の額が6日に上程された補正予算と同額になっています。6日上程分と追加の補正予算が可決されたため、追加の補正予算の補正前及び補正後の金額の訂正を行う必要があります。会議規則第45条で、議決事件の字句及び数字等の整理ということで、議会は議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができるとなっているため、議長への委任を図るものであります。異議はありませんか。

議 員 異議なし。

北川議長 異議なしと認めます。よって、議第88号、議第89号、議第90号、議第91号、議第92号及び議第93号について、字句及び数字等の整理を行い、地方自治法第219条第1項の規定に基づき、町長に送付いたします。

日程第24、委員会の閉会中の継続調査申し出について、議会運営委員会委員長、総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、議会運営委員会は、議会運営に関する事項について、総務産業建設常任委員会は、行財政問題、農業、商工業、土木ならびに上下水道の整備、委員会研修について、文教民生常任委員会は、学校教育及び社会教育、福祉保健対策、委員会研修について、予算決算常任委員会は、予算決算、委員会研修について、議会広報常任委員会は、広報編集、委員会研修について、それぞれ閉会中の継続調査の申し出があります。

議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

北川議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これを持ちまして、本定例会に提出されました全議案を議了いたしました。それでは本日の会議を閉じます。

これにて、平成30年12月第4回定例会を閉会いたします。

(午前10時47分 閉会)